



## 12月2日から 健康保険証から マイナ保険証・資格確認書に変わります

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、現行の保険証の新規発行・再発行は令和6年12月1日で終了します。

ただし、令和6年12月2日以降も、現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できますので、廃棄しないようお願いします。美浦村国民健康保険や茨城県後期高齢者医療制度の保険証は、最長で令和7年7月31日まで使用できます。



### マイナ保険証がないとどうなるの？

令和6年12月2日以降にマイナ保険証（マイナンバーカードを保険証として利用登録したもの）を保有していない方には、「資格確認書」を交付します。資格確認書を医療機関に提示することで、引き続き保険診療を受けることができますので、ご安心ください。

#### ★資格確認書はこんなときに発行されます！

- ・住所や氏名変更等で保険証の記載事項に変更があった場合
- ・新規に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した場合
- ・マイナンバーカードが失効してしまった場合
- ・保険証の有効期限が到来して失効してしまった場合 等



### 病院にかかるときは？

マイナ保険証の有無	医療機関を受診する方法
<b>あり</b> ➡ マイナンバーカードを取得していて、保険証の利用登録をした（※1）	マイナ保険証を使って受診する
<b>なし</b> ➡ <ul style="list-style-type: none"><li>・マイナンバーカードを取得していない</li><li>・マイナンバーカードを取得しているが、保険証の利用登録をしていない</li><li>・電子証明書の更新を忘れた（※2）</li></ul>	保険証または資格確認書を使って受診する

※1 カードの取得や保険証利用登録は任意です。

※2 電子証明書の更新を忘れた場合でも、有効期限から3か月間はマイナ保険証が使えるようになる予定です。

#### マイナ保険証の利用登録状況を確認する方法

- ①お手持ちのスマートフォンなどで「マイナポータル」にログインする。
- ②トップページから「健康保険証」を選択する。
- ③マイナンバーカード利用状況（登録済／未登録）が表示される。  
※未登録の場合は、この画面から利用登録できます。



詳細：マイナポータル  
「健康保険証情報を確認する」

#### ■問合せ

- ・マイナンバーカード取得・電子証明書更新について 住民課 ☎029-885-0340(内)124
- ・国民健康保険・後期高齢者医療制度について 国保年金課 ☎029-885-0340(内)116